

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定について

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 はいばら としひろ
榛原 俊宏

1. はじめに

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部（以下、「官庁営繕部」という）では、営繕事業における働き方改革の一環として、業界団体の意見を踏まえつつ、発注者の立場から適正な工期設定や生産性向上等、建設現場の働き方改革を後押しする取組を

パッケージ化し、推進している¹⁾。

令和7年度からは、令和6年に制定された第三次・担い手3法等を踏まえ、さらに「完全週休2日の確保」、「働き方改革，生産性向上に配慮した仕様書の適用」、「関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進」及び「建設業の働き方改革に考慮した工期の設定」を実施し、営繕事業における働き方改革をより一層推進している（図－1）。

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進	
適正な工期設定・施工時期等の平準化	
適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用
必要経費へのしわ寄せ防止の徹底	
予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
生産性向上	
ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（BIM（発注者情報要件）の適用（新設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔監視、デジタル工事写真の小板情報電子化、IoT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

図－1 営繕事業における働き方改革の主な取組（令和7年度）

このうち，適正な工期設定への取組として，「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」²⁾（以下，「工期設定の基本的考え方」という）を令和7年7月に改定したので，本稿で紹介する。

2. 工期設定にかかるこれまでの動向

- ・平成26年6月：公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下，「品確法」という）と，建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下，「入契法」という）が一体的に改正され（以下，「担い手3法」という），発注者責務の明確化が図られた中で，「適切な工期の設定に努めること」が規定された。
- ・令和元年6月：新たな課題に対応し，前回改正から5年間の成果をさらに充実するため，「新・担い手3法」として，再び品確法，建設業法及び入契法が改正された。その中で，品確法では休日，準備期間や天候等を考慮した工期設定等について規定され，建設業法では著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されるなど，適切な工期設定についての規定の拡充が図られた。
- ・令和2年7月：令和元年6月の建設業法の改正によって中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成され，その実施が勧告された。
- ・令和6年3月：令和6年4月から，建設業においても労働基準法に基づく時間外労働規制が適用されることを踏まえ，中央建設業審議会において「工期に関する基準」の見直しに関する勧告がされた。
- ・令和6年6月：持続可能な建設業の実現と，そのために必要な担い手の確保を目的とした「第三次・担い手3法」において，工期変更の協議の円滑化のため，公共工事の発注者に対して「受注者からの協議に応ずる」ことが義務付けられた。

3. 工期設定の基本的考え方の改定経緯

官庁営繕部では，平成27年10月に品確法等の趣旨を踏まえ，建築設計団体及び建設業団体の意見を踏まえつつ，公共建築分野の発注者と連携して，工期設定の基本的考え方を取りまとめた。

平成28年6月に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説）」³⁾を取りまとめ，参考資料と併せて公表した。

その後，平成30年2月に「工期設定の基本的考え方」について必要な見直しを行い，官庁営繕部独自のものから，各省各庁や都道府県・政令市の営繕担当課長で構成される会議が取りまとめたものへと拡大した。

令和6年4月から，建設業においても時間外労働規制が適用される等，平成30年の取りまとめ以降の建設業を巡る動向等を踏まえ，公共建築工事の発注者が連携し，建設業の働き方改革をより一層推進するため，工期設定の基本的考え方の見直しを行い，令和7年7月に取りまとめた。

4. 工期設定の基本的考え方の改定について

工期設定の基本的考え方は，国，都道府県及び政令市が連携して，公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。その構成は，「基本方針」，「適正な工期を確保するための方策」，「適正な工期を設定するための留意事項」，「工期の変更」の4つに区分される。

改定では，所要の見直しを行うとともに表現の適正化を行い，記載内容を整理した（図－2）。

(1) 基本方針

発注者は，工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性，経済性等の確保に配慮し，当該工事の規模及び難易度，地域の実情，自然条件，工事

○「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
○令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。(令和7年7月)

第1 基本方針

(青字は主な改定点)

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働は正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ① 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ② 騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③ 工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④ 設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤ 施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

図ー2 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」改定概要

内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。また、建設業の中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する記載に改めた。

(2) 適正な工期を確保するための方策

発注者は、適正な工期を確保するため、企画、調査及び設計、工事発注準備、入札契約並びに施工の各段階において次の事項に取り組むこととしている。

① 企画、調査及び設計段階

- ・事業が着実に進捗するよう、施設管理者等との協議や設計から工事完成までの各段階の調整、近隣等の理解を得るための調整等に要する期間を十分想定し、工事の予算要求を行うなど適切に事業の企画を行うものとする。
- ・設計図書の作成に当たり、調査・設計段階での敷地や施設の現況等の事前調査の十分な実施や確実な図面審査に加え、入居官署等に対し、工事内容について説明し理解を得ること、騒音・振動作業等の施工条件について、あらかじめ協

議し的確に把握すること、工事契約締結後に行政手続を行う場合においても事前に調整し、工期に反映することとする。

② 工事発注準備段階

適切な工期を入札条件として設定することのほか、必要に応じて余裕期間を設定するといった契約上の工夫、工事施工時期の平準化、債務負担行為の積極的な活用等に加え、入居官署等が対応すべき事項等の施工条件への反映や入居官署等の理解及び協力が得られるよう努めることとする。

③ 入札契約段階

- ・工期に影響する事項について、明確な質問回答に努めるとともに、施工条件の明示に努めるものとする。
- ・工期短縮に関する技術提案は求めてはならないものとする。

④ 施工段階

- ・設計意図を遅滞なく伝達するよう努めること。また、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ウィークリースタンスに配慮しつ

つ、ワンデーレスポンスの実施に努めることとする。

- ・工事の進捗状況の把握等に加え，週休2日の確保に当たっては，必要に応じて関係者と調整することとする。
- ・後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないよう，各工事間の調整の実施に加え，受電の時期及び総合試運転調整の期間を考慮することとする。

(3) 適正な工期を設定するための留意事項

発注者が適正な工期を設定するため，工期の検討に際し，留意する事項について取りまとめた。

① 共通事項

- ・多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮する。
- ・工事場所の周辺環境，近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に，工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- ・月単位の週休2日の確保，不稼働日を考慮する。
- ・仮設工作物の設置・撤去，資機材の製作期間等を考慮する。
- ・材料及び工法により，手順及び工程が異なることを考慮する。
- ・施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- ・特定の施工条件は，設計図書に明示する。
- ・実情に応じた工期を設定する。
- ・受電時期及び総合試運転調整を考慮した概成工期を設定する。
- ・VOC測定，検査等に必要な期間を考慮する。
- ・移転しながらの工事における引越期間等を考慮する。
- ・必要に応じて，発注者支援等を活用する。

② 新築工事

- ・土地の地歴や土質・地下埋設物等を考慮する。

- ・適切な養生期間を見込む。
- ・工事に伴う引越に必要な期間を考慮する。

③ 改修工事

- ・施工不可能な日程等の施工条件を考慮する。
- ・代替設備等の設置に必要な期間を考慮する。
- ・アスベスト除去等にかかる調査分析・官公署手続等に必要な期間を考慮する。
- ・施工調査に必要な期間を考慮する。
- ・作業効率が低下する要因がある場合は，作業効率を考慮する。

(4) 工期の変更について

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等に加え，資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日が想定外に増加した場合，その他予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は，受発注者が協議して工期の変更を行うこととする。

5. おわりに

官庁営繕部では，適正な工期設定を今後もより一層図るとともに工期設定の基本的考え方について，各種会議での説明や意見交換等を通じて普及・促進を図っていく。

【参考 URL】

- 1) 「営繕事業における働き方改革の取組について」
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000040.html
- 2) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方を改定しました」
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001903048.pdf>
- 3) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」
<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf>